

# 開成町低入札価格調査制度運用要綱

## (趣旨)

第1条 この訓令は、開成町が競争入札により工事請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13の規定により準用する場合も含む。）の規定に基づき、当該契約が適正に履行されるよう落札者の決定等に係る必要な調査及び審査を行うための低入札価格調査制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、予定価格が200万円を超える工事請負契約（最低制限価格を設定して競争入札を行う場合を除く。）を対象とする。

## (調査基準価格)

第3条 契約担当者（開成町契約規則（昭和49年開成町規則第5号）第2条第2項に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込み価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、次の各号に定める予定価格算出の基礎となった額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額から工事施工に伴うスクラップ等の売払い収入相当額（直接工事費とは別に積算している場合に限る。）を減額した額（1万円未満の端数を切り捨てる。）に消費税及び地方消費税額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格（直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の総額に相当する予定価格をいう。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額 10分の9.7
- (2) 共通仮設費の額 10分の9
- (3) 現場管理費の額 10分の9
- (4) 一般管理費の額 10分の6.8

3 前項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要があると認めるときは、調査基準価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて1円未満を切り捨てて得た額とすることができる。

## (失格基準価格)

第4条 契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で申込みがあった場合において、低入札価格調査を行はずに失格とする価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

2 失格基準価格は、前条第2項の規定により定められた調査基準価格から予定価格の100の1を減じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、契約担当者は、工事の内容によっては、失格基準価格を定めることが適当でないと認められる場合には、失格基準価格を設けないことができる。

(予定価格を記載した書面への調査基準価格および失格基準価格の記載)

第5条 契約担当者は、前2条の規定により調査基準価格及び失格基準価格を定めたときは、調査基準価格及び失格基準価格にそれぞれ消費税及び地方消費税額を減じて得た額を開成町契約規則第15条第1項に規定する予定価格を記載した書面に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、対象の入札を行うときは、入札の公告又は指名通知に次の内容を記載しなければならない。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- (3) 調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、当該入札に係る調査及び審査を行い、後日落札者の決定があれば速やかにその内容を入札参加者全員に対し通知すること。
- (4) 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者（失格基準価格を下回る価格の入札を行った者を除く。）は、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）であっても落札者とはならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、事情聴取及び資料提供に協力しなければならないこと。
- (6) 失格基準価格を下回る価格の入札を行った者は、失格となること。

(失格基準価格を下回る価格の入札)

第7条 契約担当者は、入札の結果、最低価格入札者の入札価格が失格基準価格を下回る場合には、最低価格入札者を失格とする。

(調査基準価格を下回る価格の入札)

第8条 契約担当者は、入札の結果、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合（失格基準価格を下回る場合を除く。）には、入札参加者全員に対して落札者の決定の保留を宣言し、低入札価格調査を行ったうえで落札者を決定する旨を告げて、当該入札を終了するものとする。

(開成町低入札価格調査委員会)

第9条 入札の結果、最低価格入札者の入札価格が調査基準を下回る場合（失格基準価格を下回る場合を除く。）において、契約内容に適合した履行の可否を調査し、及び審査するため、開成町低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、開成町入札制度等検討委員会設置要綱（令和4年開成町告示第43号）

第3条に規定する委員長及び委員をもって構成する。

- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を臨時に委員とすることができます。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 7 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(調査の実施)

第10条 委員会は、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
  - (2) 契約対象工事付近及び関連する手持工事の状況
  - (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
  - (4) 手持資材及び資材購入先と入札者の関係
  - (5) 労働者の具体的供給方法
  - (6) 過去に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況
  - (7) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額
  - (8) 経営内容及び信用状態（建設業法違反の有無、賃金の支払状況、下請代金の支払状況等）
  - (9) その他必要な事項
- 2 委員会は、前項の調査を行うにあたっては、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(財務課長等による調査)

第11条 前2条の規定にかかわらず、予定価格5,000万円未満の工事請負契約にかかる低入札価格調査は、財務課長及び工事主管課長（以下「財務課長等」という。）において行うものとする。

- 2 前項の規定により財務課長等が低入札価格調査を行った場合には、その調査結果を委員会に提出しなければならない。

(審査)

第12条 委員会は、第9条及び第10条の規定により調査を行ったとき又は前条の規定により調査を行ったとき又は前条の規定により財務課長等から調査結果が提出されたときは、当該調査結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを審査し、その可否を決定し、契約担当者に報告しなければならない。

(審査結果に基づく落札者の決定等)

第13条 契約担当者は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認める旨の委員会の調査結果が報告されたときは、当該最低価格入札者を落札者として決定するものとする。

- 2 契約担当者は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める旨の委員会の調査結果が報告されたときは、最低価格入札者を落札者としないこととし、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合において、次順位者の入札価格が予定価格の範囲内の場合においては、次順位者を落札者とすることができる。
- 4 前項の場合において、次順位者の入札価格が、調査基準価格を下回るときには、第7条から前条までの規定に基づき調査及び審査を行うものとする。

(落札者決定の通知)

第14条 契約担当者は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対して落札者が決定した旨を通知するものとする。

(審査結果の公表)

第15条 低入札価格調査の結果については、当該入札経過結果表に低入札価格調査結果書（別記様式）を付して閲覧に供する。

(監督・検査の強化)

第16条 財務課長等は、第13条第1項の規定により落札者の決定があった場合は、適正な履行の確保を図るため、関係機関と十分協議し、施工に当たっての監督、検査等の強化に努める。

(委任)

第17条 この訓令に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、委員会の委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則（平成22年7月27日開成町訓令第14号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成22年9月1日以降の入札の公告又は指名通知をする対象の入札から適用する。

附 則（平成23年3月18日開成町訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成23年4月1日以降の入札の公告又は指名通知をする対象の入札から適用する。

附 則（平成23年8月5日開成町訓令第17号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年3月8日開成町訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成24年4月1日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成26年3月12日開成町訓令第3号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成26年4月1日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成28年6月21日開成町訓令第10号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成27年7月1日以後に競争入札の公告又は

指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 28 日開成町訓令第 9 号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成 29 年 5 月 1 日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日開成町訓令第 4 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日開成町訓令第 3 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 26 日開成町訓令第 8 号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日開成町訓令第 8 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 7 日開成町訓令第 23 号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町低入札価格調査制度運用要綱の規定は、公表の日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日開成町訓令第 6 号）

この要綱は、公表の日から施行し、同日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

## 低入札価格調査結果書

件 名	
入札日	年 月 日
入札者名	
低入札価格 調査委員会 の審査結果	
理 由	
決定日	年 月 日